



常滑東特定土地区画整理事業
保留地分譲（販売代理）

募集要領

平成23年9月
愛知県常滑市役所

常滑東特定土地区画整理事業の建築条件付保留地を分譲します。
 申込みをされる方は、次の事項をよくご承知のうえ、申込みしてください。

1 分譲保留地の概要

(1) 保留地面積及び分譲価格等

※保留地の位置・寸法・形状等については、下記をご覧ください。

■85街区

保留地番号	保留地面積		単価(円)		分譲価格 (円)
	(㎡)	(坪)	(㎡)	(坪)	
85-1-1	236.70	71.60	57,500	190,000	13,610,250
85-1-2	224.00	67.76	55,300	182,800	12,387,200
85-1-16	232.18	70.23	61,400	202,900	14,255,852
85-1-17	207.62	62.81	58,600	193,700	12,166,532
85-1-20	194.54	58.85	57,500	190,000	11,186,050
85-1-21	195.00	58.99	58,600	193,700	11,427,000
85-1-22	195.00	58.99	58,600	193,700	11,427,000
85-1-23	198.25	59.97	58,600	193,700	11,617,450
85-1-24	204.90	61.98	58,600	193,700	12,007,140
85-1-25	210.29	63.61	58,600	193,700	12,322,994
85-1-26	232.72	70.40	58,600	193,700	13,637,392
85-1-27	238.31	72.09	55,900	184,700	13,321,529

■86街区

保留地番号	保留地面積		単価(円)		分譲価格 (円)
	(㎡)	(坪)	(㎡)	(坪)	
86-1-1	210.75	63.75	58,100	192,000	12,244,575
86-1-2	187.00	56.57	54,800	181,100	10,247,600
86-1-3	187.00	56.57	53,700	177,500	10,041,900
86-1-4	187.00	56.57	54,800	181,100	10,247,600
86-1-9	203.90	61.68	53,700	177,500	10,949,430
86-1-10	181.90	55.02	54,800	181,100	9,968,120
86-1-11	181.90	55.02	54,800	181,100	9,968,120
86-1-14	215.93	65.32	54,800	181,100	11,832,964
86-1-16	220.56	66.72	59,200	195,700	13,057,152

注) 分譲価格の金額は、保留地面積の㎡数に㎡当り単価を乗じたものです。

■ 分譲画地図



■ 全体図



(2) 用途地域等

用途地域	建ぺい率	容積率	地区計画
第一種低層住居専用地域 (建物の高さ制限 10m)	60%	100%	有

注) 第一種低層住居専用地域は、専用住宅が主として建てられる用途地域です。

用途地域及び地区計画の詳細については、常滑市建設部計画建築課 都市計画担当 (内線242)へお問い合わせください。

また、「まちづくり指針」がありますので、ご協力下さい。

3) 供給処理施設

供給処理施設 (上水道・下水道・ガス) は引込管が設置済みです。

上水道 : 常滑市上水道・・・供給管(口径 20mm)、水道加入権利(口径 13mm)付き

下水道 : 常滑市公共下水道(分流式)・・・汚水取付管(口径 100mm)、受益者負担金なし
雨水は道路側溝へ排水

ガ ス : 都市ガス(東邦ガス)・・・供給管(口径 30mm)

(4) その他

現地説明会は行わないため、必ず現地の確認をしてください。なお、現地には案内看板が

設置されています。

2 申込み方法

(1) 申込み資格

申込みができるのは、個人及び法人の方です。ただし、次に掲げる方は申込みできません。

- ① 未成年者
- ② 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者
- ③ 抽せん又は入札に参加しようとする者を妨げた者又は抽せん又は入札の公正な執行を妨げた者
- ④ 「常滑市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」(平成19年10月7日付け常滑市長・常滑警察署長締結)に基づく排除措置を受けている者
- ⑤ その他市長が不適当と認めた者

(2) 申込み方法

① 提出書類

- ・保留地買取申込書(様式第4)
- ・誓約書
- ・世帯全員の住民票の写し(個人の場合)
- ・登記事項証明書(法人の場合)
- ・委任状(代理人が申込みする場合)

② 受付の場所及び時間

受付開始 : 9月3日(土)
受付時間 : 午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)
受付場所 : 常滑市役所2階 市街地整備課
※販売代理人を通じて申し込みをしてください。
※9月3日(土)4日(日)は、現地のみ午前10時から午後4時まで受付します。

- ・提出書類を確認のうえ、受付けします。
- ・郵送による申込みは受付けできません。提出書類を直接ご持参ください。

(3) 申し込みの無効

次の場合は、申し込みが無効となりますのでご注意ください。

- ① 申し込み資格がないとき。
- ② 1人で2区画以上の申し込みを行ったとき。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(4) 抽せん

申し込み受付開始から10分間に同一区画に複数の申し込みがあった場合は、抽せんを行い当せん者を決定します。

抽せんの日時 : 9月3日(土)午前10時10分から
抽せんの場所 : 現地受付会場

3 契約及び土地の引渡し

(1) 契約の締結

- ① 契約の相手方は、保留地売却決定通知を受けた日から起算して15日以内に契約をしていただきます。
- ② 期間内に契約を締結しないときは、契約の相手方とした決定を取り消します。
- ③ 売買契約書(常滑市用1部)に貼付する収入印紙代は、契約の相手方の負担となります。

(2) 契約保証金及び契約代金の納付

契約者は、契約を締結するときに、契約保証金として契約代金の10分の1以上を所定の納付書により、市が指定する口座へ振り込んでいただきます。また、残金は契約の日から60日以内に納付していただきます。

金融機関に融資を受けられる場合は、お早めに手続をお願いいたします。

なお、期限までに契約金を納付されない場合、市が定める規則又は契約条項に違反したときは、契約が解除され、契約保証金は市に帰属します。

(3) 保留地の引渡し条件

- ① 契約代金の全額納付が確認できたときは、直ちに契約者へ保留地を引渡します。
- ② 分譲する保留地は、現況の規模・形状(あるがままのかたち)の引渡しとなります。
- ③ 引渡しする保留地に隠れた瑕疵がある場合は、民法(明治29年法律第89号)第570条の規定に関わらず、保留地の引渡しの日から2年間に限り、市がその責めを負うものとします。
- ④ 1画地ごとに行った土質調査資料をお渡しします。住宅を建設される際は、別途土質調査を実施のうえ、その結果に基づいた対応をしてください。
- ⑤ 引渡しする保留地は、土地区画整理事業を開始するまでは、当時の航空写真等によると田・畑または山林でした。土壌調査は実施しておりません。また、引渡し後の土壌汚染又は地中埋設物の調査に要する費用は、全て契約者の負担となります。
- ⑥ 土地にかかる公租公課(年度課税額)は、土地引渡日の属する月の翌月分以降については、契約者の負担とします。

(4) 保留地の所有権等

- ① 所有権移転登記の時期は、土地区画整理事業の換地処分公告の日の翌日以降となります。
- ② 所有権移転登記は、換地処分に伴う登記が完了した後に市が行います。
- ③ 所有権移転登記の時に必要となる登録免許税(収入印紙)は、買受人の負担となります。

(5) その他

当物件は、土地区画整理事業を施行中の区域です。換地処分公告の日までの間に住宅等の建設、土地形状の変更、工作物の設置等を行う場合は、土地区画整理法第76条の規定による許可申請が必要となります。

お問い合わせ先

○販売代理人

株式会社一条工務店 半田東展示場

住所：愛知県半田市榎下7 ナゴヤハウジングセンター半田会場内

電話：(0569)24-4741

エス・バイ・エル株式会社 半田営業所

住所：愛知県半田市榎下7 ナゴヤハウジングセンター半田会場内

電話：(0569)23-7333

住友林業株式会社 名古屋南営業所

住所：愛知県名古屋市東区葵1-19-30

電話：(0120)21-2621

大和ハウス工業株式会社 半田営業所

住所：愛知県半田市土井山町1丁目204番11号

電話：(0120)60-1215

トヨタホーム愛知株式会社 半田展示場

住所：愛知県半田市榎下7 ナゴヤハウジングセンター半田会場内

電話：(0569)32-2350

ミサワホーム東海株式会社 鳴海営業所知多店

住所：愛知県常滑市蒲池字深間13-1

電話：(0120)956-340

○土地売主

常滑市建設部市街地整備課(市役所庁舎2階)

住所：愛知県常滑市新開町4丁目1番地(名鉄常滑駅から徒歩5分)

電話：(0569)35-5111(内線234)

時間：午前8時30分から午後5時まで

★飛香台周辺広域図



★アクセス概要

①鉄道を利用する

飛香台(常滑東地区)から名鉄常滑駅まで約2.4km、車で約4分
 名鉄常滑駅から名鉄金山駅まで特急で28分、名鉄名古屋駅まで33分
 名鉄常滑駅から中部国際空港駅まで約5分

②中部国際空港へ

中部国際空港(セントレア)パーキングエリアまで約6.5km、車で約10分

③市外へ

西知多産業道路、日長 IC まで約9km、車で約15分

伊勢湾岸自動車道、東海ICまで約20km、車で約23分

東海市名和北交差点まで約22km、車で約25分

名古屋市中区まで約35km、車で約50分(西知多産業道路経由)、車で約36分(知多半島道路経由)

半田市出口町交差点まで約7km、車で約15分

阿久比インターまで約8km、車で約15分(広域農道経由)

知多横断道路(セントレアライン)常滑 IC まで約1.2km、車で約2分

④市内公共施設へ

常滑市民病院まで約3.0km、車で約5分

常滑市役所まで約2.7km、車で約5分

常滑幼稚園まで約1.9km、車で約3分

瀬木保育園まで約2.1km、車で約4分

常滑東小学校まで約2.0km、徒歩で約25分

常滑中学校まで約1.5km、徒歩で約20分

様式第4（第27条関係）

保留地買受申込書

年 月 日

知多都市計画事業常滑東特定土地区画整理事業

施行者 常滑市

代表者 常滑市長 殿

住所

氏名

印

電話番号

知多都市計画事業常滑東特定土地区画整理事業の下記保留地を買い受けたいので、
申し込みます。

記

保留地番号			
保留地面積	平方メートル		
受付年月日			
※			

※印の欄は記入しないでください。

誓 約 書

下記の事項について、誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について、異議の申し立てを行いません。

記

- 1 現在、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者の宣告を受けておりません。
- 2 個人の場合・・・暴力団員又は暴力若しくは暴力団員の利益となる活動を行うものでありません。
法人の場合・・・役員が暴力団員又は暴力若しくは暴力団員の利益となる活動を行うものではありません。

平成 年 月 日

常 滑 市 長 様

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

⑩

委任状

常滑市長 殿

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

記

知多都市計画事業常滑東特定土地区画整理事業の保留地分譲に関する保留地買受申込について(保留地番号 _____ 番)

委任者

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____

氏名又は名称 _____ 印

電話番号 _____